

令和3年1月臨時会

議案説明資料
予算に関する説明書

(令和2年度1月補正予算等関係(臨時会関係))

地域づくり推進部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和3年1月臨時会議案説明資料目次

地域づくり推進部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	令和2年度鳥取県一般会計補正予算(第8号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	3
		スポーツ課	4
		地域交通政策課	5
	2 歳入歳出事項別明細書		6
	3 節の明細		8

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第2号	鳥取県基金条例の一部を改正する条例	スポーツ課	9

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第1号	議会の委任による専決処分の報告について (6) 鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(令和3年1月22日専決)	県民参画協働課	11

議案説明資料総括表

地域づくり推進部

(単位：千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
スポーツ振興局								
スポーツ課	1,949,090	86,406	2,035,496	86,406				
中山間・地域交通局								
地域交通政策課	885,269	40,000	925,269	40,000				
地域づくり推進部 計	9,369,940	126,406	9,496,346	126,406				
<p>説明</p> <p>(スポーツ課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京オリパラ対策事業 86,406 千円 <p>(地域交通政策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(新)緊急事態宣言を受けた路線バス事業者応援事業 40,000 千円 								

令和2年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費
2項 企画費
5目 スポーツ振興費

スポーツ課（内線：7234）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
東京オリパラ対策事業	250,238	86,406	336,644	86,406				
トータルコスト	278,997	87,193	366,190	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	4.3人	0.1人	4.4人	国庫金の受入、基金への積立事務				
工程表の政策目標(指標)	2020東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプ誘致や国際大会開催を通じた地域活性化							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

東京オリパラ事前キャンプの受入れに当たり、新型コロナウイルス感染症対策を講じるための基金を設置する。

2 主な事業内容

国から都道府県に財源を交付して、都道府県で基金を造成する。

<名称>鳥取県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金

(参考) 基金を原資に、令和3年度にホストタウン・事前キャンプ地におけるコロナ対策を実施予定。

- ・検査…選手・自治体関係者等検査経費
- ・移動・交通…飛行機・新幹線等の空席確保経費
- ・宿泊…ホテル等のフロア借上げ等に係る空室確保経費、専用食事会場の借上経費
- ・保健・医療機能の強化…アスリート等専用の空床確保経費、外国語翻訳機の借上経費、疫学調査や関係機関との情報連携等に要する保健所人件費
- ・都道府県事務費

⇒都道府県事務費を除き、実際に選手団を受け入れる各市のキャンプ実施委員会に必要経費を交付する。

事業費：86,406千円（事業費分78,587千円、都道府県事務費分7,819千円）

3 事業目標、取組状況、改善点

○事業目標

- ・PCR検査の実施、交通・宿泊における空席・空室確保等による感染症対策を通じ、キャンプを実施する海外チームの選手が競技に専念し、また地域側でもキャンプを安心して受け入れられる環境を整備する。

○取組状況等

- ・昨年秋以降、国と地方自治体との間でキャンプ受入に係る感染症対策について協議を進めてきており、本県では、11月に事前キャンプコロナ対策関係者連絡会議を立ち上げ、以降、受入マニュアルの作成準備を進めているところ。
- ・マニュアルの内容については、事前キャンプを実施する海外チームと合意した上で、事前キャンプを実施する予定であり、今回積み立てる基金を活用し、マニュアルに沿って各キャンプ受入自治体と連携を図りながら感染症対策に取り組んでいく。

令和2年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費
2項 企画費
3目 交通対策費

地域交通政策課（内線：7641）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)緊急事態宣言を受けた路線バス事業者応援事業	0	40,000	40,000	40,000				
トータルコスト	0	40,787	40,787	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	支援金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明 【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

地域の路線バスを運行しているバス事業者が行っている高速バス事業では、新型コロナウイルス感染症の大打撃を受け利用者が激減しており、既に一部路線では運休や減便運行を行っている。

このような状況に加え、令和3年1月8日に緊急事態宣言が行われ、当初の1都3県に加えて、1月14日から関西地区などが追加されることとなり、そうした地域と結ぶ路線をメインとする高速バス事業の継続が危ぶまれる事態となっている。

高速バス事業の影響が、路線バス運行の経営に甚大な影響を及ぼすものであり、全国的にはバス車両を手放す事例も見られていることから、交通ネットワークのインフラを維持するため、高速バス事業を行う路線バス事業者に対して、住民が安心して移動できる地域交通を続けていくことを前提にバス車両の維持を支援する。

2 主な事業内容

高速バス事業を行う事業者であって、新型コロナウイルス収束後も県内路線バス事業を継続しようとする事業者に対して、バス車両の維持経費を支援 40,000千円

3 これまでの取組状況、改善点

(1) 貸切バス：

(6月補正) 県内観光等利用安心バス助成事業費補助金 17,500千円（地域交通政策課）

貸切バス車両への広告掲載による支援 25,000千円（地域交通政策課）

(11月補正) 貸切バス等利用促進緊急応援事業 50,000千円（地域交通政策課）

部活動の生徒引率に係る貸切バス利用促進事業 4,000千円（教育委員会）

(2) 路線バス：

(9月補正) 新型コロナウイルス対策路線バス事業者緊急応援事業 100,000千円（地域交通政策課）

(3) タクシー：

(6月補正) タクシー車両への広告掲載による支援 32,000千円（地域交通政策課）

※車体広告掲載による支援は、11月末に広告期間を延長して追加で支援を実施

令和2年度1月補正予算歳入歳出事項別明細書(地域づくり推進部)

(単位:千円)

款 項 目 節		2款 総務費								
		補正前	補正額	補正後	うち地域づくり推進部					
					補正前	補正額	補正後	2項 企画費		
								補正前	補正額	補正後
1	報 酬	577,239		577,239	140,521		140,521	135,725		135,725
2	給 料	3,177,821		3,177,821	813,868		813,868	806,190		806,190
3	職員手当等	4,615,344		4,615,344	425,935		425,935	421,868		421,868
4	共 済 費	1,163,931		1,163,931	300,145		300,145	297,166		297,166
5	災 害 補 償 費	500		500						
6	恩給及び退職年金	7,116		7,116						
7	報 償 費	293,230	1,131	294,361	30,670		30,670	27,458		27,458
8	旅 費	251,683	1,099	252,782	50,271		95,711	39,586		39,586
	費用弁償	38,940		38,940	13,867		13,867	12,335		12,335
	普通旅費	164,094		164,094	23,800		23,800	16,503		16,503
	特別旅費	48,649	1,099	49,748	12,604		12,604	10,748		10,748
9	交 際 費	2,900		2,900	300		300	100		100
10	需 用 費	638,406		638,406	72,447		72,447	31,161		31,161
11	役 務 費	593,033	6	593,039	64,433		64,433	42,943		42,943
12	委 託 料	7,758,022	6,271	7,764,293	2,624,038		2,624,038	2,466,017		2,466,017
13	使用料及び賃借料	848,044	17	848,061	29,509		29,509	16,128		16,128
14	工 事 請 負 費	2,733,993		2,733,993	1,761,460		1,761,460	1,731,359		1,731,359
15	原 材 料 費	565		565	565		565	565		565
16	公有財産購入費	12,710		12,710						
17	備 品 購 入 費	101,283		101,283	23,987		23,987	23,712		23,712
18	負担金、補助及び交付金	10,509,042	40,000	10,549,042	2,992,358	40,000	3,032,358	1,976,648	40,000	2,016,648
19	扶 助 費									
20	貸 付 金									
21	補償、補填及び賠償金	1,800		1,800						
22	償還金、利子及び割引料	170,200		170,200						
23	投資及び出資金									
24	積 立 金	2,344,222	86,406	2,430,628	189	86,406	86,595	189	86,406	86,595
25	寄 付 金	67,800		67,800						
26	公 課 費	269		269						
27	繰 出 金									
	予 備 費									
計		35,869,153	134,930	36,004,083	9,330,696	126,406	9,457,102	8,016,815	126,406	8,143,221
財 源 内 訳	国庫支出金	6,192,280	130,668	6,322,948	516,611	126,406	643,017	461,202	126,406	587,608
	地方債	4,920,000		4,920,000	2,328,000		2,328,000	2,296,000		2,296,000
	その他	1,725,330		1,725,330	720,365		720,365	319,415		319,415
	一般財源	23,031,543	4,262	23,035,805	5,765,720		5,765,720	4,940,198		4,940,198

令和2年度1月補正予算歳入歳出事項別明細書(地域づくり推進部)

(単位:千円)

款 項 目 節							地域づくり推進部合計		
	3目 交通対策費			5目 スポーツ振興費			補正前	補正額	補正後
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後			
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬				853		853	140,521		140,521
2 給 料							813,868		813,868
3 職員手当等							425,935		425,935
4 共 済 費							300,145		300,145
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 報 償 費	394		394	15,987		15,987	30,670		30,670
8 旅 費	1,687		1,687	7,928		7,928	50,271		50,271
費用弁償				1,183		1,183	13,867		13,867
普通旅費	1,400		1,400	5,467		5,467	23,800		23,800
特別旅費	287		287	1,278		1,278	12,604		12,604
9 交 際 費							300		300
10 需 用 費	1,376		1,376	4,799		4,799	72,447		72,447
11 役 務 費	20,050		20,050	4,435		4,435	64,433		64,433
12 委 託 料	41,840		41,840	763,829		763,829	2,626,338		2,626,338
13 使用料及び賃借料	600		600	2,020		2,020	29,509		29,509
14 工 事 請 負 費				650,504		650,504	1,761,460		1,761,460
15 原 材 料 費							565		565
16 公有財産購入費									
17 備 品 購 入 費				19,144		19,144	23,987		23,987
18 負担金、補助及び交付金	819,133	40,000	859,133	642,436		642,436	3,029,302	40,000	3,069,302
19 扶 助 費									
20 貸 付 金									
21 補償、補填及び賠償金									
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資及び出資金									
24 積 立 金	189		189		86,406	86,406	189	86,406	86,595
25 寄 付 金									
26 公 課 費									
27 繰 出 金									
予 備 費									
計	885,269	40,000	925,269	2,111,935	86,406	2,198,341	9,369,940	126,406	9,496,346
財 源									
内									
一									
財 源									
国庫支出金	266,920	40,000	306,920	3,119	86,406	89,525	521,111	126,406	647,517
地方債				638,000		638,000	2,328,000		2,328,000
その他	189		189	242,789		242,789	721,162		721,162
一般財源	618,160		618,160	1,228,027		1,228,027	5,799,667		5,799,667

節 の 明 細

項 目	金額（千円）等
2 款 総務費	
2 項 企画費	
3 目 交通対策費	
負担金、補助 及び交付金	路線バス事業者車両維持支援金 40,000
5 目 スポーツ振興費	
積立金	鳥取県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金 積立金 86,406

条 例 名 等	鳥取県基金条例の一部を改正する条例				
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の開催に関し、選手等の受入れの際に新型コロナウイルス感染症対策を講じるため、新たな基金を設置する。</p> <p>2 概 要 次のとおり新たに基金を設置し、基金の運営に関し必要な事項を定める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">設置目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金</td> <td>東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の開催に関し、ホストタウン及び事前キャンプ地において選手等を受け入れるに際しての新型コロナウイルス感染症対策に要する経費に充てること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 公布の日とする。</p>	名称	設置目的	鳥取県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金	東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の開催に関し、ホストタウン及び事前キャンプ地において選手等を受け入れるに際しての新型コロナウイルス感染症対策に要する経費に充てること。
名称	設置目的				
鳥取県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金	東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の開催に関し、ホストタウン及び事前キャンプ地において選手等を受け入れるに際しての新型コロナウイルス感染症対策に要する経費に充てること。				

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1(第2条、第3条、第5条、第7条関係)					別表第1(第2条、第3条、第5条、第7条関係)				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
27 鳥取県森林整備促進基金	市町村が実施する森林の整備並びに森林の整備を担うべき人材の育成及び確保その他の森林の整備に関する施策に要する費用に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費に充てること。 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てること。	27 鳥取県森林整備促進基金	市町村が実施する森林の整備並びに森林の整備を担うべき人材の育成及び確保その他の森林の整備に関する施策に要する費用に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費に充てること。 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てること。
28 鳥取県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金	東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の開催に関し、ホストタウン及び事前キャンプ地において選り手等を受け入れるに際しての新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の対策に要する費用に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費に充てること。 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てること。					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

件名	議会の委任による専決処分 ¹ の報告について (6) 鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 (令和3年1月22日専決)		
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。</p> <p>2 条例の概要 特定非営利活動法人の設立の認証に係る申請書又は当該申請書に添付された書類に不備があるときに、申請者が補正できる軽微なものについて定めた規定中引用する特定非営利活動促進法の条項を改める。</p> <p>3 施行期日 施行期日は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(令和2年法律第72号)の施行の日とする。</p>		
	法改正の内容	法改正に伴い必要となる対応	
		県(所轄庁)	NPO法人
設立の迅速化	認証申請書類等の縦覧期間を1ヶ月から2週間に短縮	【改正不要】 縦覧期間は、法を直接適用	/
	認証申請書類等の軽微な不備の補正期間を2週間から1週間に短縮	【改正不要】 補正期間は、法を直接適用 【一部改正(条例第4条)】 引用する法の条項ずれ	/
	認証申請事項のインターネット公表期間を認証・不認証の決定までの間、行う(新設)	【改正不要】 公表期間は、法を直接適用	/
個人情報保護の強化	所轄庁が設立認証申請時に公表・縦覧する役員名簿から、個人の住所を除外	【改正不要】 公表等内容は、法を直接適用	/
	所轄庁が閲覧・謄写させる役員・社員名簿から、個人の住所を除外	(鳥取県情報公開条例・個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、改正済)	/
	認定・特例認定NPO法人が閲覧させる役員名簿・社員名簿から、個人の住所を除外	条例・細則に規定なし	〔請求時に閲覧させる役員・社員名簿から、個人の住所を除外できることとなる〕 ※法が直接適用される
事務負担の軽減	認定・特例認定NPO法人から所轄庁への「資産の譲渡等に関する事項を記載した書類」を提出不要に変更	【改正不要】 提出する書類は、法を直接適用	〔知事への提出が不要となる〕
	認定・特例認定NPO法人から所轄庁への「役員報酬規程」「職員給与規程」に係る毎事業年度の提出不要に変更(内容に変更がない場合)	(「役員報酬規程」「職員給与規程」)に変更がない場合の提出は、所轄庁が条例等で定める提出不要事項として、規定済)	規定済のため、変更なし

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年鳥取県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(補正できる軽微な不備)</p> <p>第4条 法<u>第10条第4項</u>（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める軽微な不備は、内容の同一性に影響を与えない誤記、誤字又は脱字とする。</p>	<p>(補正できる軽微な不備)</p> <p>第4条 法<u>第10条第3項</u>（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める軽微な不備は、内容の同一性に影響を与えない誤記、誤字又は脱字とする。</p>

附 則

この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和2年法律第72号）の施行の日から施行する。